

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年3月11日
事業者の氏名又は名称	ダイセイエブリー二十四株式会社(法人番号9180001084272)(代表者 田中孝昌)
事業者の所在地	愛知県一宮市萩原町萩原字松山531-27
営業所の名称	香川営業所
営業所の所在地	香川県観音寺市柞田町丁93-24
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項、道路運送車両法第49条
違反行為の概要	<p>平成31年1月15日、1月17日、重傷事故を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (2)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (3)事業用自動車の定期点検整備の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第13条)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年3月12日
事業者の氏名又は名称	株式会社ひっこしパック(法人番号7470001003477)(代表者 楠木寿嗣)
事業者の所在地	香川県高松市朝日町5丁目3-110
営業所の名称	徳島営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市東沖洲2丁目58-3
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>平成30年12月6日、12月14日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年3月15日
事業者の氏名又は名称	株式会社丸さ運送(法人番号5470001000063)(代表者 笹尾健太)
事業者の所在地	香川県高松市庵治町6390-109
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市庵治町6390-109
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項、第24条、第60条第1項
違反行為の概要	<p>平成30年11月27日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(4)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(5)特定の運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(6)特定の運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(7)自動車事故報告書が提出されていなかったこと(貨物自動車運送事業法第24条)</p> <p>(8)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	4点
違反点数(事業者)	4点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年3月20日
事業者の氏名又は名称	株式会社勇貴(法人番号6480001003584)(代表者 溝渕秀樹)
事業者の所在地	徳島県徳島市論田町元開36-4
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市論田町元開36-4
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成30年8月30日、労働局と合同で監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年3月22日
事業者の氏名又は名称	有限会社瀧本急送(法人番号8480002015981)(代表者 瀧本忠志)
事業者の所在地	徳島県三好市池田町州津中津1828
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県三好市池田町州津中津1828
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>平成30年10月18日、10月31日、労働局と合同で監査を実施したところ、4件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項) (4)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年3月28日
事業者の氏名又は名称	つるしま運輸有限会社(法人番号2500002004509)(代表者 楠田新一朗)
事業者の所在地	愛媛県松山市高岡町289-3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市高岡町289-3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成30年10月16日、労働局と合同で監査を実施したところ、5件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年3月28日
事業者の氏名又は名称	有限会社共和物流(法人番号8490002001205)(代表者 沖本昭治)
事業者の所在地	高知県高知市南御座51-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高知市大津乙1077-10
行政処分等の内容	許可の取消し
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第32条
違反行為の概要	所在不明により事業活動が長期にわたり行われていないことを端緒として調査を実施したところ、休止期間を経過後、貨物自動車運送事業法で定められた届け出をしないで事業を休止していたことが判明した。(貨物自動車運送事業法第32条)
当該違反点数(営業所)	-
違反点数(事業者)	-

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。